



行革元年スタート ~プランの実践パート9~

平成20年4月を目指して作業が進められています「自治会移行」につきましては、9月号では「自治会移行区域割(案)」、10月号では「自治会移行に向けての当面のスケジュール」をお知らせしてきましたが、今月号では「自治会交付金(案)の考え方」について、お知らせいたします。

自治会交付金(案)の考え方

現在交付されている行政区長報酬、行政区事務交付金、地区集会施設水道料補助は自治会移行に伴い廃止し、新たに自治会交付金として交付することを考えています。

自治会交付金(案)の内容としては

- 1) 均等割額を1自治会当たり250,000円とします。
- 2) 戸数割は、市街地区を一戸当たり1,000円、農村地区は距離及び面積等を考慮し、一戸当たり1,500円とします。
- 3) 自治会館維持管理費として、1自治会1会館に限り、会館面積が100㎡以上150㎡未満が120,000円、150㎡以上は150,000円を新たに交付します。
- 4) 自治会移行推進交付金として、
 - ・均等割額として一律200,000円、統合する行政区の数が2の場合100,000円・3~4の場合200,000円・5以上の場合は300,000円を均等割額に加算して交付します。
 - ・交付期間については、自治会が軌道に乗る2年間とします。
 - ・公民館分館から自治会館への移行に関わる会館維持費の激減緩和措置として、会館維持管理費交付金との差額を交付する。(1年目差額の8割、2年目差額の5割、3年目以降なし)
- 5) 敬老会補助金は、敬老会を自治会毎での実施を奨励するため、一人当たり1,500円を交付します。(75歳以上が対象)
- 6) 納税報奨金は、納税組合活動を自治会内の活動(一本化)とし、自治会交付金として交付することとします。交付基準は、収納率の向上を図れる内容とします。
- 7) 公民館分館交付金、市街地区高齢者学習支援補助、老人クラブ活動助成金は廃止し、地域振興に係る支援として手当します。

【地域振興補助金】

- ア) 自治会の自主的・主体的な決定による総意と工夫により、自らの力で活性化を推進していく自治会の事業運営を支援することを目的とします。
- イ) 補助率 事業別に補助率を設けることとし、補助金は500,000円/年度を限度とします。
- 域活性化事業
地区納涼祭等(夏・冬祭り、盆踊りなど)、スポーツ活動の推進
文化・福祉推進等事業
伝統文化の伝承・保存、文化活動推進のための講演会、講習会、研修会の開催、ボランティア活動(独居老人の慰問など)
防災、防犯及び交通安全事業
地震、火災、水害等の大規模な災害に備えた地区防災に関する啓発、避難・誘導及び啓発など地域ぐるみで取り組む事業
その他の公益の事業で町長が認めるもの
- ウ) 補助の見直し この補助は、5年後に見直しをします。

自治会交付金(案)の考え方1)~5)により、自治会移行モデル地域(三和菊野行政区)で試算すると、

1) 均等割額	250,000円	一律
2) 戸数割額	111,000円	戸数74戸×1,500円
3) 自治会館維持管理費	150,000円	150㎡以上(旧公民館分館)
4) 自治会移行推進交付金	256,000円	均等割額 200,000円(統合加算なし) 会館維持費激減緩和 56,000円
5) 敬老会	55,500円	37人(75歳以上)×1,500円
合計	822,500円	

となり、今までの交付額604,800円より、217,700円増えることとなります。

来月号では、使用料・手数料についてお知らせします。